

三条市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における部活動の地域展開及び地域連携を進め、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、経済的理由によって認定地域クラブ活動に参加することが困難と認められる生徒の保護者に対し、予算の範囲内において三条市認定地域クラブ活動参加費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 生徒 学校教育法第18条に規定する学齢生徒であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 認定地域クラブ活動 三条市認定地域クラブ活動の認定及び運営に関する要綱(令和8年三条市教育委員会告示第17号)に定める認定の決定を受けた地域クラブ活動(同要綱第5条第2項の規定により認定の決定を受けたものとみなされた地域クラブ活動(以下「公設認定地域クラブ活動」という。))を含む。)又は他の市町村により当該認定に準ずると三条市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるものの決定を受けた地域クラブ活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、認定地域クラブ活動に参加している生徒の保護者であつて、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 三条市就学援助費交付要綱(平成30年三条市教育委員会告示第13号)第3条第2項に掲げるいずれかの要件に該当している者
- (2) 三条市就学援助費交付要綱第7条第1項の交付決定を受けている者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が支払った当該年度における認定地域クラブ活動の月額に参加費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1月当たり1,000円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会が指定する日までに、三条市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、公設認定地域クラブ活動の参加費について補助金を受けようとする場

合にあつては、第1号に規定する書類の添付を省略することができる。

(1) 認定地域クラブの参加費の支払を証する書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請書兼実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めた場合は、三条市認定地域クラブ活動参加費支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があつた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があつた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、教育委員会は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。